

## コミュニティ組織のガバナンスのあり方に関する研究会開催要領

### 第1 目的

コミュニティ組織のガバナンスについては、組織運営の効率性や会員に対する透明性等の観点から、望ましい在り方がそれぞれの現場で模索されているところである。

本研究会は、コミュニティ組織の中でも、特に会計事務等についての指針や基準が提示されていない法人格を持たない任意団体（いわゆる旧来の自治会・町内会等）のガバナンスについて検討することを目的とする。

### 第2 構成

研究会は別紙のメンバーをもって構成する。

### 第3 座長

- (1) 研究会に座長を置き、地域力創造審議官の指名によりこれを定める。
- (2) 座長は会務を総理する。
- (3) 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

### 第4 議事

- (1) 研究会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、学識経験者等にその意見を聞くことができる。

### 第5 その他

- (1) 研究会の庶務は、総務省自治行政局地域自立応援課コミュニティ・交流推進室において処理する。
- (2) この要領に定めるもののほか、研究会の運営その他研究会に関し必要な事項は座長が定める。

(別紙)

コミュニティ組織のガバナンスのあり方に関する研究会構成員

(敬称略・五十音順)

- |        |                                     |
|--------|-------------------------------------|
| 足立 節子  | 鷺宮ハイツ自治会長・鷺宮ハイツ行政区長                 |
| 岩崎 淳   | 公認会計士                               |
| 江上 渉   | 立教大学社会学部教授                          |
| 栗原 聡   | 埼玉県宮代町総務政策課改革推進室長                   |
| 関本 利恵子 | 横浜市磯子区役所地域振興課長                      |
| 戸川 優子  | 横浜市保土ヶ谷区のくぬぎ台団地自治会事務局長              |
| 名和田 是彦 | 法政大学法学部教授                           |
| 水谷 敏郎  | 四日市市港地区社会福祉協議会会長・四日市市港<br>地区連合自治会顧問 |